

## 平成23年度 事業原簿（ファクトシート）

作成日：平成23年4月1日

更新時期：平成24年5月現在

制度・施策名称	地球環境問題への対策の推進			
事業名称	地球温暖化対策技術普及等推進事業	コード番号：P11013		
推進部署	京都メカニズム事業推進部			
事業概要	<p>我が国の優れた低炭素技術・製品について、その温室効果ガス削減への貢献を適切に評価し、二国間等の枠組みを通じて、国内の目標達成等への反映を図る仕組み（二国間オフセット・クレジット制度）により、その世界的普及を支援すると同時に、我が国の排出削減目標の着実な達成のため有効に活用していくことが不可欠である。</p> <p>本事業では、我が国の低炭素技術・製品等の海外における有効性を実証し得る具体的な排出削減プロジェクトの発掘とその組成を効率的かつ効果的に実施するために必要な、低炭素技術の普及・移転のための事業性評価、排出削減効果の評価手法等の確立、プロジェクトの実施に係るファイナンスその他の制度・環境整備方策等に関する調査（フィージビリティスタディ、以下「FS」という。）を実施する。</p>			
事業規模	事業期間：平成23～24年度			
	契約等種別：委託			
	勘定区分：需給 3,849 [百万円]			
		H23年度 (実績)	H24年度 (予定)	合 計
	予算額	2,349	1,500	3,849
	執行額	2,349	-	2,349
<b>1. 事業の必要性</b>				
<p>我が国は気候変動問題の解決に向け、海外での温室効果ガス排出削減に貢献できる優れた技術や製品を多く有している。</p> <p>しかし、国連が管理する「クリーン開発メカニズム（以下、「CDM」という。）」の下では、審査プロセスに長い時間がかかり、承認の可否についても不確実性が高いことに加え、我が国が得意とする省エネルギー製品（自動車、家電等）や高効率石炭火力等の低炭素技術に対する適用がほとんどなく、我が国の技術・製品を通じた貢献を後押しするには不十分な状況にあると考えられる。</p> <p>他方、2009年末の第15回気候変動枠組み条約締約国会合（COP15）で策定された「コペンハーゲン合意」においては、先進国の排出総量についての目標を各国それぞれのやり方で設定することを認めるものとなり、2010年末の第16回会合においては同合意がCOPとして正式に決定された。</p> <p>こうした機会を捉え、政府は、現行のCDMの下では国際的に十分に評価がなされていない低炭素技術の、温室効果ガス削減への貢献を適切に評価し、その世界的普及を支援すると同時に、我が国の排出削減目標の着実な達成のため有効に活用していくために、新たな仕組みの二国間又は多国間の合意を通じた構築に向けた対応を積極的に実施しているところである。</p> <p>このような状況をふまえ、NEDOにおいては、特に、二国間等の枠組みを通じて、国内の目標達成等への反映を図る仕組み（二国間オフセット・クレジット制度）を構築するためには、相手国において、我が国の優れた技術・製品を活かした排出削減プロジェクトの発掘・形成を促進することや、排出削減プロジェクトの温室効果ガス排出削減量やその測定方法に関する調査等を通じて、二国間オフセット・クレジット制度における課題の洗い出しをすること等により、当該排出削減プロジェクトの早期事業化を促進することが必要である。</p>				

<p>2. 事業の目標、指標、達成時期、情勢変化への対応</p> <p>①目 標 我が国が世界に誇る低炭素技術・製品等の普及、地球規模の温暖化対策への貢献を目指し、具体的な排出削減プロジェクトの発掘及び組成に資するF Sを展開する。</p> <p>②指 標 省エネルギーや再生可能エネルギー、化石燃料のクリーン利用等様々な分野における排出削減方法論の新規作成・改善：20本以上提案</p> <p>③達成時期 平成24年度</p> <p>④情勢変化への対応 政府の、二国間オフセット・クレジット対象国との制度構築に向けた交渉状況、国連等における本制度を含む新市場メカニズムやポスト京都議定書の新しい国際的な枠組みの検討状況等をふまえて、評価指標及び戦略を適宜見直すものとする。</p>
<p>3. 評価に関する事項</p> <p>① 評価時期 ・毎年度評価：平成24年5月 ・事後評価：平成25年度実施予定</p> <p>② 評価方法（外部 or 内部評価、レビュー方法、評価類型、評価の公開方法） ・毎年度評価：内部評価（事業者ヒアリングの実施や有識者の意見を活用する。） ・事後評価：外部有識者から構成される事業評価委員会を開催する。</p>

[添付資料]

- (1) 平成23年度事前評価書（経済産業省策定）（略）
- (2) 平成23年度実施方針（略）
- (3) 平成23年度事業評価書（略）

# 平成23年度事業評価書

平成24年8月13日作成

制度・施策名称	地球環境問題への対策の推進	
事業名称	地球温暖化対策技術普及等推進事業	コード番号：P11013
担当推進部	京都メカニズム事業推進部	

## 0. 事業概要

我が国の優れた低炭素技術・製品について、海外におけるその温室効果ガス削減への貢献を適切に評価し、二国間等の枠組みを通じて、国内の目標達成等への反映を図る仕組み（二国間オフセット・クレジット制度（以下、「BOCM」という。))により、その世界的普及を支援すると同時に、我が国の排出削減目標の着実な達成のため有効に活用していくことが不可欠である。

本事業では、我が国の低炭素技術・製品等の海外における有効性を実証し得る具体的な排出削減プロジェクトの発掘とその組成を効率的かつ効果的に実施するために必要な、低炭素技術の普及・移転のための事業性評価、排出削減効果の評価手法等の確立、プロジェクトの実施に係るファイナンスその他の制度・環境整備方策等に関する調査（フィージビリティスタディ、以下、「FS」という。）を実施する。

## 1. 必要性（社会・経済的意義、目的の妥当性）

我が国は気候変動問題の解決に向け、海外での温室効果ガス排出削減に貢献できる優れた技術や製品を多く有している。

しかし、国連が管理する「クリーン開発メカニズム（以下、「CDM」という。）」の下では、審査プロセスに長い時間がかかり、承認の可否についても不確実性が高いことに加え、我が国が得意とする省エネルギー製品（自動車、家電等）や高効率石炭火力等の低炭素技術に対する適用がほとんどなく、我が国の技術・製品を通じた貢献を後押しするには不十分な状況にあると考えられる。

他方、2009年末の第15回気候変動枠組み条約締約国会合（COP15）で策定された「コペンハーゲン合意」においては、先進国の排出総量についての目標を各国それぞれのやり方で設定することを認めるものとなり、2010年末のCOP16においては同合意がカンクン合意としてCOPにより正式に決定された。また、2011年末のCOP17において、各国の実情に応じた新たな市場メカニズムの創設に向けた検討が合意された。

こうした機会を捉え、国は、現行のCDMの下では国際的に十分に評価がなされていない低炭素技術の、温室効果ガス削減への貢献を適切に評価し、その世界的普及を支援すると同時に、我が国の排出削減目標の着実な達成のため有効に活用していくために、二国間又は多国間の合意を通じた新たな仕組みの構築に向けた対応を積極的に進めているところである。

特に、BOCMを構築するためには、ホスト国において、我が国の優れた技術・製品を活かした排出削減プロジェクトの発掘・形成を促進することや、排出削減プロジェクトによる温室効果ガス排出削減量やその測定方法に関する調査等を通じて、BOCMにおける課題を洗い出すこと等により、当該排出削減プロジェクトの早期事業化を促進することが必要である。

## 2. 効率性（事業計画、実施体制、費用対効果）

### ① 手段の適正性

BOCMにおいては、まだ制度が確立していないことに加え、CDMにおける追加性（経済的追加性）を問わない、ホスト国の実情に応じて、実施可能で削減量が過剰に算定されない範囲で測定の負担を軽減できるよう簡便な方法により排出量を算定する、といった新規なMRV（計測・報告・検証）方法論の検討を行うため、民間事業者による活用に当たっては、様々なリスクが想定される。FSは、民間企業の案件発掘・組成及び新規MRV方法論検討のための調査費用を支援することにより、BOCMが未確立であることのリスクを低減するとともに、BOCMに適したMRV方法論の開発に貢献しつつ具体的なプロジェクトの可能性を示すことで、同制度の早期確立に寄与すると共に、民間事業者による将来の同制度の活用を促進することにも一定の役割を果たし得るものであり、手段として適切である。また、経済産業省、環境省等とも連携をはかり、二国間交渉の進捗状況をふまえた国別の方針や、ホスト国への説明についてわかりやすいツールの共有化と、各機関の役割分担をはかり、FSの効率的な実施に努めている。

## ②効果とコストとの関係に関する分析

BOCM-FSにおいては、これまでNEDOにおいて実施してきたCDM/JI-FSで培われた様々な経験を活用している。BOCMでは、単に温室効果ガス削減を達成するだけでなく、我が国の優れた低炭素技術・製品の普及にも寄与することを目指しているため、本FSにおいては、経済的追加性を求められるCDMとは異なり、クレジット収入がなくても事業化可能性の高い案件を採択することを重視した。また、MRV手法の開発においては、CDMの手法を参照しつつも、全ての案件においてBOCMに適した手法を開発しつつあり、その成果は今後のBOCMのMRV手法の設定に大きく寄与することが期待される。

その結果、排出削減効果だけでなく我が国の低炭素技術・製品の普及やMRV方法論の設定にも大きく寄与することが見込まれるため、その費用対効果については、CDM/JI-FSよりも相当大きくなることが期待できる。

## 3. 有効性（目標達成度、社会・経済への貢献度）

平成23年度のFSの採択件数は、17ヶ国40件で、プロジェクト発掘案件が22件、組成案件が18件である。国別では、インドネシア12件（うち南アフリカ・ベトナムも対象にした案件1件を含む）、インド9件（うちトルコも対象にした案件1件を含む）、ベトナム7件（うち南アフリカ・ベトナムも対象にした案件1件を含む）を中心にアジア地域で32件、アフリカを含む途上国全体では37件となっている。

分野別では、省エネルギー15件、再生可能エネルギー13件、化石燃料のクリーン利用（大半がクリーンコールテクノロジー）11件等となっている。

また、方法論について、全部で68本（1案件当たり平均1.7本）提案されており、CDM方法論を一部修正したものは35本、CDM方法論（一部修正を含む）以外を採用したものは28本であった。

本FSは、BOCMがまだ確立されていない段階ではあるが、これらFSの対象となっている事業が有する温室効果ガス削減効果ならびに初期投資額のポテンシャルは、約23百万tCO<sub>2</sub>/年であり、BOCMの目的である我が国低炭素技術・製品等の普及による温室効果ガスの削減に大きく寄与することが期待される。

### 【国別・分野別案件数】

	化石燃料対策 (含むCCS)	省エネ (産業)	省エネ (民生)	省エネ (交通)	再生エネ (水力・海洋)	再生エネ (太陽)	再生エネ (地熱)	再生エネ (バイオマス)	スマ コミ	合計
インドネシア	4	2		1	2		2	1		12
インド	2	5			1	1				9
ベトナム	2	2	2	1						7
他アジア	1		(1)		1	2				4
他途上国	1	1				1	1	1		5
先進国等	1(1)	1							1	3
合計	11(1)	11	2(1)	2	4	4	3	2	1	40

また、平成23年度の大きな成果の一つとして、政府は、平成25年度中を目途にインドネシアとの間でBOCMを確立することを基本合意した。これには、平成24年2月の二国間交渉に際して日本政府により開催されたインドネシアへのBOCM-FSの報告会（報告された全23件中13件がNEDOのFS）において、NEDOとFS事業の全委託先が参加しBOCMの具体的なイメージとその有効性をアピールしたことがインドネシア側に高く評価されたことも大きく貢献したと言える。

## 4. 優先度（事業に含まれる各テーマの中で、早い時期に、多く優先的に実施するか）

平成23年度については、事業の実現性の観点をより重視し、二国間交渉が先行しており、他の国に比べて早期にBOCMの下での排出削減プロジェクトが成立する可能性が高いインドネシア、インド、ベトナムでの案件の採択に重点を置いた。また、国際交渉においても、よりBOCMに対する理解と支持を得るため、COP17の開催国である南アフリカを含むアフリカ地域においても、案件の発掘を図った。

## 5. その他の観点（公平性等事業の性格に応じ追加）

特になし。

## 6. 総合評価

### ①総括

本事業は、我が国の優れた技術・製品を活かした排出削減プロジェクトの発掘・形成を促進することや、排出削減プロジェクトによる温室効果ガス排出削減量やその測定方法に関する調査等を通じて、BOCMにおける課題を洗い出すこと等により、当該排出削減プロジェクトの早期事業化を促進するものであり、BOCMの構築に必要である。現時点でBOCMが未成立であり、また、FS以降の事業化に一定の時間を要するため、現時点における評価には限界があるが、CDMの問題点をふまえてMRV手法の改善に取り組むとともに、BOCM制度発足後のプロジェクト実施に向けた検討・準備が進むなど、その効果が大きく期待できることから、これまでの取り組みは概ね適切であると思料される。

### ②今後の展開

これまでに実施した案件の事業化可能性をさらに高めるため、今後は、新規案件だけでなく、平成23年度までに実施した案件の事業化可能性や方法論の実戦的検討を重視した取り組みを行う。さらに、経済産業省や環境省とも連携し、本事業を通じてBOCMの早期確立と我が国の低炭素技術・製品の途上国等への普及に寄与していく。